

第十五回国会
衆議院

地方行政委員會議錄 第十四号

昭和二十七年十二月二十日(土曜日)

午後二時三十一分開議

出席委員

委員長 青柳 一郎君

理事 鈴木 直人君 理事 雪澤千代治君

理事 床次 徳二君 理事 門司 亮君

理事 榎路 節雄君 阿部 千一君

生田 和平君 加藤 精三君

河原田 謙吉君 中井 一夫君

牧野 良三君 石坂 繁君

中野 四郎君 平岡忠次郎君

赤松 勇君 西村 力雄君

川村 義義君

出席國務大臣 本多 市郎君

出席府政委員

自治庁次長 鈴木 俊一君

総務府事務官(自治庁財政部長) 武岡 憲一君

委員外の出席者

専門員 有松 昇君

専門員 長橋 茂男君

十二月十九日

委員佐藤善一郎君、鈴木直人君及び

前尾繁三郎君辭任につき、その補欠

として永野護君、前田米藏君及び岡

野清泰君が議長の指名で委員に選任

された。

同日

委員岡野清泰君、永野護君及び前田

米藏君辭任につき、その補欠として

前尾繁三郎君、佐藤善一郎君及び鈴

木直人君が議長の指名で委員に選任

された。

鈴木直人君が理事に補欠当選した。

本日の會議に付した事件

理事の互選

小委員及び小委員長の選任に関する

件

小委員及び小委員長補欠選任

地方財政平衡交付金法の一部を改正

する法律案(内閣提出第二五号)

昭和二十七年度分の地方財政平衡交

付金の単位費用の特例に関する法律

案(内閣提出第二六号)

青柳委員長 これより會議を開きま

す。

議案の審査に先だちまして、この際

理事の補欠選任についてお諮りいたし

ます。すなわち、理事でありました鈴

木直人君が昨日一度委員を辭任せられ

ましたため、理事が一名欠員となつて

おります。つきましては、これより理

事の補欠選任を行いたいと思ひます

が、これは投票の手續を省略して、委

員長より指名するに御異議ありません

か。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

青柳委員長 御異議なしと認め、委

員長より鈴木直人君を理事に指名いた

します。

青柳委員長 次に小委員及び小委員

長の補欠選任についてお諮りいたしま

す。すなわち、委員の異動に伴ひ、地

方自治、地方財政、警察、消防に關す

る小委員、及び地方財政、警察に關す

る小委員長にそれ〴〵欠員を生じてお

りますので、その補欠選任を行いたい

と思ひますが、これは委員長より指名

するに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

青柳委員長 御異議なしと認め、委

員長より指名いたします。

まず地方自治に關する小委員に、

鈴木 直人君 前尾繁三郎君

地方財政に關する小委員に、

前尾繁三郎君

警察に關する小委員に、

佐藤善一郎君 鈴木 直人君

消防に關する小委員に、

佐藤善一郎君 赤松 勇君

を、地方財政に關する小委員長に前尾

繁三郎君を、警察に關する小委員長に

鈴木直人君をそれ〴〵指名いたしま

す。

青柳委員長 それではこれより前回

に引續き地方財政平衡交付金法の一部

を改正する法律案及び昭和二十七年

度の地方財政平衡交付金の単位費用の

特例に關する法律案の兩案を一括して

議題とし、質疑を續行いたします。

横路委員 私は本多國務大臣にお尋

ねをいたしたいと思ひます。きのう大

臣からお話ございました地方公務員

に關する年末手当の点でございます

が、きょうは、向井大蔵大臣から參議

院の予算委員會で答弁するその時間が

遅れてゐるようでございますけれど

も、すでに閣議でも決定されておしま

すので、その内容についてお尋ねをい

たしたいと思ひます。

まず第一点は、俗にいわれている年

末手当の〇・二五箇月分につきまして、

もしも世間に伝えられてゐる通りに、

一般の國家公務員について超過勤務手

当でやるといふことになるならば、市

町村役場の吏員並びに都道府県庁に勤

めてゐる職員については、あるいは超

過勤務手当の第四・四半期分の前払い

といふことができるかもしれません

が、學校教職員に關しましては、超過

勤務手当といふものはないのでござい

ます。その点一体どういふふうにして

支給なさるのか、その点について第一

番目にお尋ねしたいと思ひます。

第二の点は、實際に超過勤務手当に

つきましては、都道府県並びに市町村

においてもそれ〴〵〴〵を非常に狭め

て、實際には超過勤務をやつてゐる時

間と支払われる超過勤務手当とは一致

をしないのでございまして、實際に超

過勤務をしてゐる時間には、超

過勤務の額は、總体のわくとしてそれ

ぞれ地方自治体では非常に狭めてゐる

わけでございます。従つて、〇・二五

につきまして、地方の公務員について

超過勤務手当をやるといたしまして

も、並びに學校教職員の分をあわせ

て、きのうもお話ございました六十

億になんなんとするところのこれに要

する経費、この点については一体どう

なさるのか、まずこの二点について、

きょうはもう閣議でも決定されてゐる

のですから、ひとつ決定の内容に沿う

てお話をしたいだきたいと思ひま

す。

当増額支給の問題についての御質問で

ございしますが、実は閣議で超過勤務手

当の財源を繰上げて、そうして超過勤

務手当として適當な額を払へるよう

しようといふ話合ひはございしたけ

れども、その超過勤務手当の第四・四

半期分の財源として幾ら増額するとい

ふような閣議の決定はまだないのでご

ざいます。しかし、ただいまの御指摘

にありましたように、年末手当の性質

をもつて〇・二五支給するといふよう

なことが大蔵大臣から言われておると

いたしますと、それに対応する措置を

地方公務員についても講じなければなら

ぬことになると思ひますが、それら

の相談はまだきまつてゐないのでござ

います。それがもしきまつてゐるとい

たしますと、地方公務員に対する年末

手当の不均衡を生ずるわけでありま

すから、地方においても、お話の通り、

超過勤務手当等のあるところはこれを

繰上げて流用することもできましよう

が、教職員等につきましては超過勤務

はないのでございまして、その繰上

げるべき財源もないことになりま

す。従つて、そういうことになりました場

合には、短期融資等の方法によつて実

際的な支払いを實行させておきまして、

そうして年度末までに財源措置を講ず

るといふような方法で措置するほかな

いと考へております。

横路委員 今のお話を聞いておりま

す、大臣は第三者的な答弁をなすつ

てゐるわけですが、大臣は、大蔵大臣が

言われておるならば、どうということ
を言われるのでありますが、これは第
三者的な発言であると思ひますので、
一体きまつておるのかいまいか、そ
の点を私はお聞きしたい、それが
第一点。それから短期融資でやると言
われたが、これは事実時間がないので
すから、短期融資で一昨年末に支払い
をする。その場合に、約六十億になん
なるとする、これだけの赤字の適当なる
財源というか、それについて私はお聞
きたい点があるが、これは平衡交付
金の増額をもつておやりになるのが一
番正しいと思う。それで平衡交付金
の増額でやるべきであるが、平衡交付金
の増額でやるということになれば、当
然補正予算第二号ということになるわ
けでございます。従つて、その点がど
うなつておるか、もしも平衡交付金で
やれないということになれば、一体何
をもつて財源とするのか。その点は、
もしもここできまつていなくても、自
治庁長官としては、こういうふうにし
て自分は責任を持つて大蔵大臣と折衝
するとかいうことがなければ、今日の
窮乏している状態においては、非常に
不安定な状態になつておると思ひます
ので、その二つの点について、さらに
重ねてお尋ねいたします。

○本多國務大臣 閣議といたしまして
は、閣議と申しまするよりも、政
府部内の話合ひにおきまして、超過
勤務等の財源を繰上げて二割五分増額
しようという話は実はきまつておりま
せん。しかし、さいせん大蔵大臣が年
末手当として二割五分増額して支給す
るということを発表しているというお
話でございましたが、もしそうである
といたしますと、これは地方公務員と

の間に不均衡を来してはならないので
ありますから、そういうことを発言い
たしました以上、政府といたしまして
は、責任を持つてそれに対応する措置
を講じなければならぬと考えておるの
でございます。

さらに、短期融資をやつてそのあと
どうするかというお話でございますが、
これは今お話の通り、年内に補正
予算などというものは間に合わない
と思ひますから、短期融資をしておき
まして、そういう新事態に対応する補正
予算ということを年度末までに考へて
調整をしなければならぬ、これが財政
措置だと考へております。

○横路委員 私のお話の中で大臣に誤
解があるといけませんので私はまだ向
井大蔵大臣が年末手当を〇・二五支給
すると決定したというようにお話をし
てないと思ひます。これは大體午後
二時から始まる参議院の予算委員会
で、とにかく大蔵大臣としては本問題
について政府の決定した意向をお話す
るというふうになつておるわけなん
で、そうなれば大蔵大臣が単独で私は
向へ行つてかつてな話をするわけはな
いと思ひますのでありまして、その点は
然るやうなれば閣内関係はどう、専断
係はどう、全電通の方の閣内関係はどう、
それから一般の国家公務員はどう、地
方公務員はどうというように、はつき
りされて答へられると思ひます。従つて私
は大臣の今のお話では、聞いておるよ
うな印象も受けるし、それから私が今
話をしたので、大蔵大臣がそう言つて
いけば、そういうふうになるだろうと
も言われるし、その点は全然自治庁の
長官として御相談を受けてないのかど
うか、その点をひとつお聞かせ願ひた
い。

い。
○本多國務大臣 ただいままで話合ひ
をしておりましては、法令、予算の範
围内において超過勤務の実情に対応す
るだけの支払いに財源が足りないとい
で、繰上げて支給するようにしようとい
う意味のことまでは話合ひをしてお
ります。しかしそれが年末手当であつ
て二割五分に相当するものであるとい
うような話合ひはしてありません。従
つて予算の範囲内において超過勤務手
当として支払うものであるということ
までより話はいたしておらないのであ
ります。

○横路委員 私は大臣にお尋ねいたし
ますが、地方公務員に關しては、やは
り生活を守つてやるという点について
は、これは大臣の一つの担当の責任だ
と思ひますが、この点については當然
今まで政府部内での大臣のお話で、
閣内関係との間の話合ひで、超過
勤務手当の繰上げで支給する財源につ
いては、検討しておる。そうすれ
ば当然岡野文相大臣は所管大臣とし
て、まさか大臣であるのに教員の俸給
がどうなつておるかということを知ら
ないようでは、大臣の資格がないので
あります。従つて岡野文相大臣として
は當然平衡交付金の関係その他の関係
で、本多國務大臣との間で話合ひをさ
れておると思ひますが、全然されて
ないかどうか。

○本多國務大臣 あまり話合ひの内容
までは申し上げかねますけれども、今
御指摘のありました地方公務員の収入
を確保するということ意味で、岡野文相大
臣、私も特にたゞいさ努力中でござい
ます。

○横路委員 私今の本多大臣の話を聞
いて、岡野文相をかばつておる気持は
わかりませんが、今の話では岡野文相大
臣は本多長官に對して、教員の場合に
は超過勤務がないのですから、これに
ついてはぜひやつてももらいたい、こ
ういふ点についてはどうも積極性がな
いと思ひます。どうも大臣の今の答へか
らもうそういうような印象を私は受け
る。私は大臣にお尋ねしたいのです
が、そうすると、これは今後の問題に
なりますが、年末手当〇・二五となれ
ば、これは補正予算を組みかえて平衡
交付金を組むのですから問題でないわ
けです。しかし超過勤務〇・二五とな
つた場合に、教員をひつくるめて地方
公務員に短期融資をした場合の年度末
に行つての実際の支払いには、平衡交付
金の増額修正がなければならぬさるの
か。年末手当となつて補正予算第二号
でこの予算が修正されれば問題ない
が、そうでない限りは當然短期融資で
おやりになる。その場合の二十七年度
末に支払つた六十億に對する短期融資
に肩がわりする内容は、一体平衡交付
金の増額でなければ何になさるのか、
その点についてはやはり私は所管大臣
としては相當はらをきめていらつしや
ると思ひますので、その点ひとつお聞
きしたい。

○本多國務大臣 地方財政の情勢が、
補正予算を確定いたしましたときと大
なる違ひがなく推移いたしましたときと
なれば、もちろん平衡交付金で補填
すべきものと考へております。

○横路委員 そうすると、今の大臣の
お話は相當かたい決意であるというよ
うにはお伺ひしているわけですが、そ
れはどうしても〇・二五を教員をひつ
くるめてやり、短期融資をした場合に

は赤字になることは當然なのであるか
ら、當然年度内において平衡交付金の
増額をもつてこれに充てる、こういう
ように今大臣からお話でございまして
が、これはその通りお聞きしておいて
よろしうございませうか。

○本多國務大臣 ただいま申し上げま
した通りに、地方公務員と国家公務員
との間に給与の差別がいていないの
でございませうか、もし国家公務員に
對する年末手当が増額されましたら
ば、それと同じ割合をもつて地方公務
員にも財源を確保してやらなければな
らない。従つてそれだけではできれば
だにでも平衡交付金をもつて補填す
るのが當然でございませうけれども、間
に合わないと思ひますから、短期融資
でまかなつておいて、それだけの金
額は地方財政の状況がたゞいまと同じ
状態では推移いたしましたならば、財源
はやはり不足しているわけではござい
ますから、平衡交付金で補填する。第二
補正をやるほかはないと考へておりま
す。

○横路委員 私はあとで言葉の食い違
いだとお尋ねしたいと申すことにな
ると困りますから、今のお話で年末手
当と明確にうたわれれば、それは今大
臣のお話のようになりますと私も思ひま
す。ただ私の非常に懸念しております
ことは、いわゆる年末手当というので
なしに、第四・四半期の超過勤務手当
の繰上げ支給に關することになつて、一
般の国家公務員に支給した。地方の公
務員についても財源がなくとも短期融
資でとにかくやる。その場合に地方教
職員をひつくるめて、その六十億が赤
字になつた場合に、いやそれは年末手
当でなかつたんだ、それは超過勤務手

前払いであつて、超過手当だから、当然三月三十一日までに予定されているものを繰上げて支給したんだから、そういうものについてはあとで何も補填する必要がないなどと言われると、今のお話と違ひますので、私のお聞きしているのは、超過勤務手当という事になつて、〇・二五の分に相当する第四・四半期の分を繰上げ支給しても、当然どつちこつち六十億の赤字になるのですから、年度末に至つて、そのときでも、平衡交付金の増額をもつて充てる決意がおりなにかどうかということをお聞かして。

○本多國務大臣 心配している点はまったく同じでございますが、超過勤務手当であるか、年末手当であるかという点にかかつては存じません。私もさういふから申し上げました通り、閣僚の話し合ひでは大蔵大臣が超過手当を繰上げて年内の超過分に対する手当を繰上げて払うのであるということをお聞かしてのではありませんが、しかし、予算委員会等の話を聞いておきますと、それがまったく実質的に超過勤務手当であるかどうか。もし実質的に年末手当という性質のものであるならば、これはどうしても地方公務員に対しては均衡を失しないように、財源措置が必要なのではないかという点から、ただいま研究いたしてあるところでありまして、そういう意味ではそこに地方公務員の利益にならないように岡野文部大臣とも協議いたしまして、研究努力中と申し上げたのでございます。しかし、いま閣僚間の話し合ひは、年末手当を増額するというような名目のもとでは話し合ひが行われておらない、まったく

年内の超過勤務に対して財源が足りないから繰上げて払うのだ、こういうことになつておりますので、これではほんとうの超過勤務の支払いで話し合ひがつかぬのか。それ以上のことにわたつてお話しするに二割五分ということになりますと、超過勤務はそれ／＼一人一人違ひわけでありまして、さういふことになつて参りますと、年末手当の性質を持つものではないかということをお聞かして中々でございます。

○横路委員 私は鈴木次長にお尋ねをいたしましたのですが、この〇・二五を支給するということになつた場合に、あなたの方では当然い／＼こまかい計算をやつておられると思ふのでございますが、〇・二五の場合に一体幾らの平衡交付金の増額をしなければ、この分にならないか、その点について具体的計数をもちましてお話をさせていただきます。

○鈴木俊政府委員 約五十億ぐらいと算定いたします。

○横路委員 今の五十億といわれる内容で、実際にい／＼この超過勤務手当という問題とから来て参りますので、その場合の地方の教職員の分は、そのうち一体どれだけの分になりますか、その点もお尋ねいたします。

○鈴木俊政府委員 それは百三十五万のうち、教員が六十万人でありますから、大体ごく大ざつぱに申し上げますと、半分弱が教員、あとが一般公務員、こういうことになると思ひます。今ここにこまかい数字を持つておりません。

○横路委員 私は鈴木次長にお尋ねしますが、どうも今の数字ですと、あまり文部省側と具体的な計数についてお

やりになつていゝようにも思へないのですが、その点は今まで文部省の方で、今の問題について具体的に話し合ひをしたことがあるのか、その意味で具体的な計数を出したことがあるかどうか。

○鈴木俊政府委員 この点は先ほど来大臣との間の御質疑の間にございまして、私も政府の事務当局といたしましては、超過勤務の実情に際して超過勤務手当を出す、教員等につきましても今の日、宿直の手当を実情に際して出すという程度の話し合ひでありまして、爾後政府といたしまして、予算委員会の附帯決議等につきましても、い／＼かような最後の措置をおとりになるか、いまだつきり聞いていないのでございます。従つて今の〇・二五の超過勤務手当を出すというようないことは、私も私どもとしては全然聞いておりません。従つてさういふ点の作業も今ここでお尋ねがございましたので、概略の数字を申し上げたのであります。詳しく計算をいたしておるわけではございません。

○横路委員 そうすると今のお話で、鈴木次長としては文部省側とは、何も具体的な話し合ひをしていないという点が明らかにされていくわけですね。今私はあなたのお話の中で、地方公務員関係の〇・二五の超過勤務手当もわかつたのです。が、教員の場合はどうなるのか、ちよつと今言葉が低く、口の中にもつていたのはつきりしませんでした。が、どうなるのですか。

○鈴木俊政府委員 超過勤務手当はもちろんで超過勤務に対する実態に際して支給する手当でありまして、御承知のごとくこれは一般の公務員につ

いて規定されておるところでありまして、教育公務員につきましては、それに相当するお申しますと、若干語弊がございしますが、やや同じ性質を持つものに日、宿直手当というものがあつたわけでございます。今の計算上申し上げましたのは、ただ給与の〇・二五を出すという、その〇・二五が幾らになるかという数字だけを申し上げたのであります。それが別に超過勤務手当として〇・二五出すという意味ではございません。ただ〇・二五の数字を申し上げたのであります。

○横路委員 私は鈴木次長は知つていらっしゃるから知つてい／＼に答へてもらいたい。知らないなら知らないといふようににはつきり言つてもらいたい。それは地方公務員といふゆる一般公務員関係と比較しての超過勤務手当に類するものは、学校教職員の場合は、日直、宿直手当が大体似てゐる。さういふものとの関連においてやるとおつしやるけれども、一つの学校でかりに五十人もいたら、月一べんも日直、宿直は当らない。さういふものをどうして超過手当で〇・二五箇月分に見合ふものが支給できるのか。さういふ實際に当てはめてできないものを、日直、宿直手当がいかに超過勤務と関連があるような話し合ひでもしたくない。その点は一体どうなつておるのか、もつと私は誠意のある答弁をしてもらいたい。初めからできないことをできるように話をされることはなほ遺憾です。知らなければ知らないでいい。知つていゝなら知つていゝようにもつとはつきりして知らなければ……。

○鈴木俊政府委員 私が今申し上げましたのは、超過勤務手当は一般公務員につきまして支給されるものでござい

いますから、その性質上個々の公務員がどれだけ超過勤務をいたしたかというところに対応するものでありまして、従つて超過勤務をする者は人によつて、あるいは所屬によりましてみな違ひわけでありまして、それが一律に超過勤務手当として、一定のパーセンテージのものがみな出るということはありません。得ないことだらうと私は思ふのであります。今の日、宿直手当と申しますものも、これも実情に際して事実日直、宿直いたした者に対して出すものでありますから、従つてさういふものにつきまして一定のパーセンテージのものを出すというところは、これはどうも現行の法令の建前から申しますと、無理ではないかと思ふのであります。かりにさういふ無理なもので、超過勤務手当についてある程度のものが出るということにしても、御指摘のように出る日、宿直手当について超過勤務手当に相当するやうな程度のものが出るといふことは、これはまったく御指摘のやうに、考えられないと思ふのであります。その点先ほどの答弁が若干実情に沿わなかつたかも知れませんが、この点はまさに御指摘の通りと、私も私も考へておるのであります。従つて年末手当といふやうな形で〇・二五を出し出すといふことがございするれば、やはり何らかの法律的な根拠がございせん。と、無理ではないかといふふう

に考へておる次第でございます。

○横路委員 そうすると、今の答弁で実際に日直、宿直手当の繰上げ支給ということは不可能である。それは十二月に日直、宿直をやつたものを一月に払うところを今月に払う。ところが一箇

月三十日のところに五十人も教員がおり、一べんも当らぬ。一銭も当らぬ。〇・二五どころではない。そこでそうなるとか何らかの措置をとらなければならぬ。そこで私はつこいようですが、この点だけは明らかにしたい。だきたいと思つておつた。一、般公務員に超過勤務手当という形で支給しても、学校教職員をひくくめて、百三十五万に及ぶ地方公務員については、この際財源措置ができなければ、短期融資で名目のいかにかわからずやる。これについて二十七年度末までの短期融資の約五十億ないし六十億に相当する分については、今の大臣の答弁では平衡交付金の増額でやる、こういうふうに大臣からわれ／＼は答弁をいただいたというように、きちつとここで記録にとめておいていいですか。

●本多國務大臣 一方的にあまり断定されまうと、あとで行き詰まると思ひますから、一言弁明してもいいです。年末手当として増額された分に対しては、財源を確保しなければならぬと思ひますのであります。しかし今申し上げます通り、年末手当としてそれが超過勤務手当の第四・四半期の財源を繰上げてやるにしても、年末手当としてやるということになりましたならば、お話の通りでございますけれども、ただいまのところ、これを繰上げて支給する方法を講じたいということでは言つておりますが、これはどこまでも超過勤務手当をやるのである、こういう説明になつておりますので、もしこれがさらに相談をいたしました結果、実質的に年末手当であるということに決定いたしましたならば、お話の通りに地方公務員についてもやらなければならぬと考へております。しかしただいままでの話合ひは、どこまでも年内の超過勤務に対する支払に財源が足りない、第四・四半期の繰上りをして、その財源を年末手当としてやるのでなく、超過勤務手当としてやるのだ、こういうことになつております。しかしそうしたことが実質的に年末手当であるという性質になるようなことがありまうならば、地方公務員との関係も、われ／＼として考えなければならぬ。その実質をたゞ見守つておるようなところでございませう。従つてただいまのところ政府の方針として話合ひのできておりますのは、年度内の超過勤務に対する超過勤務手当を払ひ、これだけ以上に進んでおらないのであります。

●横路委員 今の大臣のお話は、一番最初にもどつてしまつて、今政府内部の話では超過勤務手当を繰上げて支給するといふ話の内容で、話を進めていくだけで、そうならば実際に六十万近くいる学校の教職員関係その他は一体どうするのです。大臣にお尋ねしたいのだけれども、もう二十二日には会期が終るわけですから、こういうかたつきようも――きようは土曜で二十日です。あと二十一日、二十二日とやつても、今のような答弁で済ます行つて、あとは地方の都道府県知事並びに市町村長が適宜にやれ、どうせお前らは下の方から泣きつかれば、無理してでも何でもやるだらう、道路が壊れても仕事はせぬ、橋が落ちても仕事はせぬ、そういうようなことになるのかどうか。もう二十二日です、本国会が終るのには……。そうすれば一体今のような答弁をいつまでなすつて、こ

いうようにしますというのを、いつおつしやるつもりなんですか。●本多國務大臣 これは国会の会期中であるしにかかわらず、国家公務員に対して年末手当の増額が行われますならば、そのときに必ず地方公務員に對しても、それと見合ひだけの財源を確保することは私の責任だと考へております。ただ話が元にもどつたと仰せになりましたが、実は私の話は最初からちつとも進んではおらないのであります。〔笑聲〕質問があまり巧妙なものでありますから、それにひきまされて先々を想像して申し上げただけであります。

●横路委員 今の点は大臣のおつしやるうちに私たちが心配しておるのを、〇・二五について、年末手当の性格を明確に帯びた場合は、これは大臣としても当然今のようにおやりになると思つて、われ／＼も地方財政の運営上そう心配しないのですが、実際にあるまでも超過勤務手当の前払いだとやられた場合に、どうなさるのか、その点だけお聞きしておきます。これが一番重要な点ですから……。

●本多國務大臣 実質的に超過勤務でないものを、超過勤務という名目で増額するといふようなことでありますならば、これに明らかに偽ることではございませうから、そうした方法を阻止する。さらにまた地方公務員とのつり合ひといふことについても研究をいたしたいと思ひます。そういうふうなごまかしで扱うといふことでありますならば、絶対に私は賛成できないと思ひます。

と約四分の一ですから、三千円の超過勤務手当になるわけでありませう。そこで今大臣のお話で、実際にもしも超過勤務手当の支払いといふことになるならば、今月分の超過をやつたものをきちつと並べてみたら、その性格は明らかに先ほど大臣が言つたように一律〇・二五の超過勤務といふものではないのでございませう。ある者はゼロ、ある者は三分の超過、ある者は二分の超過といふことになつてゐるので、もしも明らかに〇・二五ずつ支給しておるということになれば、今大臣がおつしやつたように、それは所管の大臣がそれぞれの部長に命じて、いわゆる超過勤務手当の改竄をしたものであります。もしもそういうことになれば、あなたはあくまでもそういうものに対しては支払いをさせないといふ言ひ。しかしこの点今のお話は、私も実際に超過勤務手当の支払い内容については知つておるのですから、もしも大臣がそういうふうに支払つたものについて、重大なる決意をもつてそれを阻止するといふことになるのであれば、これは一月に至つて地方行政委員会で、その改竄したものに對してそれ／＼の調査をやるということになると、内閣はぶつたれてしまふ。それでなしに大臣は、そういうふうにして超過勤務手当の支払いをやるのだから、この際ぜひ地方公務員並びに学校教職員についても、同様〇・二五やつてもらいたいといつて――それを阻止するのではなしに、逆にこちらの方に支給するようにしていただくのが、私は大臣の任務だと思ひますが、その点阻止するといふことは、ちよつとこれは重大な発言でございませうから……。どうなつておるのですか。

●本多國務大臣 お話の通りでありまして、もしもそうしたごまかしの方法で支給するといふことでありますならば、絶対に私は反対をいたします。しかし国家公務員に二割五分だけ年末手当を増額すべきものであるといたしましたならば、年末手当として堂々と支給すべきであると思ひます。

●横路委員 もう一点だけでやめませう。大臣は今の超過勤務手当〇・二五の問題について、そういうふうにするということについては、事実上であれば、絶対に阻止する、こうおつしやつておられますが、超過勤務手当のこういう場合の支払いのしかたといふものについて、今の大臣の言葉はあとにずつと尾を引くと思ひます。なぜならば、お話のうちにある者については、超過勤務を五時間やつた、ある者については二時間やつた、ある者については何もしなかつた、そういう者がいろいろ場合には御承知のように一律に性格が年末手当の性格を帯びて〇・二五にする、これは事実上どうなつてゐる。それを今大臣のお話のように、もしも一律に超過勤務手当が〇・二五といふことになれば、これは明らかに年末手当の性格ですけれども、しかし政府の方が超過勤務手当ですとこつとこつと〇・二五支給したとするならば、これは大臣がお考へになつてもみんな一律に〇・二五の超過勤務といふものはないのです。そういうことになると、大臣は当然この超過勤務手当を支給された後における適当なとき、地方行政委員会での問題を質問した場合に、大臣みづからおやめになさるか、それとも支給した方の大臣を、いわゆる会計法違反ですか、

そういうことによつて摘発しなければならぬ。だからそういうことでなしに、とにかくあなたは超過勤務手当にしろ何にしろ、〇・二五支給されたとするならば、これは短期融資並びにその他で絶対に年末に平衡交付金でやりになる、こういうように大臣としてはお話をしていた方が話は通ると思うので、その点やはり一月に越しての地方行政委員会、今の大臣の答弁はいろいろ方面で、相当反響がございまして、もう一ぺん聞かしていただきたい。

○本多國務大臣 だん／＼御質問にございまして行くような感じがするのでございましてけれども、やはり私の考えといたしましては、年末手当を増額すべきものなら増額するというところで、その財源に超過勤務手当の第四・四半期分を流用するのはさしつかえないと思ひますが、やはり年末手当なら年末手当として、堂々と増額して支給すべきもので、ただいま申されましたように、ない超過勤務をこしらえて、そして政府から金を詐取するような形式で支払うなどということについては、私としては承服できないのでござい

ます。○横路委員 今の点、大臣は承服できないといつておられるわけですが、そうすると大臣は、超過勤務手当という性格から行けば、一律に〇・二五という上りな割合で支給されないものである。こういうことがその内容になつてゐると思ひますが、その通り承つてよろしうございしますか。

○本多國務大臣 これは超過勤務の性質から考えましても、一律にはなるはずはないと思つております。

○横路委員 そうすると重ねてお尋ねしますが、もしも超過勤務手当が〇・二五あるいは〇・二二、〇・二三というふうなやや一律に近い形で支給されれば、大臣としては、その性格はいわゆる年末手当の性格である、こういうふうにお考えになつてゐるようになつて承つてゐるのですが、それでよろしうございしますか。

○本多國務大臣 それは具体的に、実際にいってごまかしてはい、ごまかして受取つたものかどうかということをお調べするべきものだと思つております、ただ性質上、多額の何十万という公務員が一律に超過勤務手当をとるというところはなないことであらうと思ひます。もしもそういうものが超過勤務手当という名目で、ほんとうに一律にやられたといたしますならば、これについては十分監査の必要があると考えております。

○横路委員 監査でなしに、私は〇・二五とか〇・二三とかいうものが支給された場合のその性格を大臣にお尋ねしてゐる。年末手当の性格を帯びてゐるものと私たちは考へるが、大臣のお考えはどうか、こゝろ聞いてゐる。○・二五とか、〇・二四とかいうふう

に支給されるとすれば、これは名前には超過勤務であつても、年末手当の性格を帯びてゐるものというように、われわれは解釈すべきでないか。これに対する大臣の見解をお尋ねしてゐるわけ

です。○本多國務大臣 これは一律にあるべきでない性格のものが、一律に扱われたといふことがあつたならば、どういふふうになつてゐるかといふことにつ

きましては、どうもそれはほんとうの超過勤務手当の実態に應じたものでなく、調整を加へられたものではないかという疑いを持つて来るのはこれは当然かと思ひます。そうした場合には、それでそれが純然たる年末手当であるという性質を持つことになりはしないかといふようなことにつきましては、私もさういふ感じがいたします。

○平岡委員 私は二十七年年度の地方財政平衡交付金仮算定に関する調べのうち、例の東京及び大阪の交付額がマイナスになつてゐる。ところが交付額がマイナスになるべきところが一応ゼロとめておるところに理論的な一貫性がないので、この点反対したいので

す。ただ処理上地方からそれを吸ひ上げて来るというところが悪いが、単なるさうした便宜のな意味から、この理論においての一貫性を欠くといふことは非常に悪いが、悪いと思ふので、その点につきましてまずお伺ひしたいと思ひます。

○本多國務大臣 ただいま御指摘の点は、しばしば問題になる点でござい

ますが、平衡交付金制度が、まづた全國の自治体の財政状況を均衡化してしまふといふ精神をもつてつくつたといひますと、富裕団体の余利財源と申しま

す。さういふか、基準財政需要額を上まゐる際には、これをまた平衡交付金の再分配という方へまわすべきだといふことになつて来るのでございしますけれども、やはり富裕団体は多く都市等

でございまして、さうしたところには自分の財政収入でございまして、いろいろとまた独自で施設の拡充をやらせるといふことも考えなければなりません。従つて今のところ平衡交付金制度

を平衡交付金の額は、これをその団体の自主的な財源に充てるという建前に

なるわけではございまして、今日都市等がいろいろ施設に同じく財政にや

は困難を感じてゐる点から考えますと、この程度のことは現行のままに自

主的な財源として運営せしめること

が、やはり適當ではないかと考えてお

ります。○平岡委員 東京都と大阪の二つであ

りますが、私は東京都の場合には当然東

京都としてゼロにとどむべきことが

要請されて来ると思ふのです。ところが問題がこの点だけではない、来年の四月一日から実施されるべき今の義務教育費の国庫負担決、この二分の一を国

家が負担するこの問題に關連しまし

て、非常にデリケートな問題になつて

来ると思ふのです。今まで地方の農村

と東京都、つまり都市との経済におけ

る格差格差とか、さういふ問題がい

ろいろありましたが、私は財政面にお

きましてのやはりさうした格差格差

的な偏差を当然この交付金制度にお

いて是正しなければならぬ。かような政

府はかたい決意を持つべきだと思ふの

です。さうした例は東京都の条例にお

きまして、特別区民税に關して、

二十三区のうちおそく十七区ほど

は、都のきめておるところの当該地区

の基準財政需要額を上まわつてゐる。

その余分がこの十五億前後だと思ふの

ですが、それを東京都は各特別区から

吸ひ上げまして、俗に言われる吸上げ

条例をつくつておられるわけ。つまり

東京都自身が今の特別区に對しまし

て、足りない練馬区とか板橋区へまわ

してあります。ですから、さうした立

場をとつてゐる東京都自身といたしま

して、今は国に對して自分のやつてお

ること、反對のさうした主張を強く

理論的にできないと思ひます。さうい

ふような点もありますので、前例がな

いわけではありせんし、さうした立

場で理論的に一貫して置くべきが本来

だと思ふので、この点は私はぜひその

ように改正すべきだと思ひます。

それから今の教育費の国庫負担法が

四月一日に満了した場合に、おそく

この問題は非常に大きな問題になると

思ふので、今さうした点も将来を見通

しまして、理論的に一貫した方途をあ

くまで貫くべきだと考えますが、いか

がでありますか。

○本多國務大臣 ごもつともだと存じ

ます。従つてこの義務教育費半額国庫

負担を、ただいまのところは法律の通

り実施しなければならぬのであります

が、將來のことにつきましては政府と

いたしまして研究を要する問題だと思

つております。また地方制度調査会

においても、これらの問題について御

研究を願ひたいと存じます。十分研究

いたしたいと思ひます。

○平岡委員 その問題の所在を、もう

少し具体的にするために、たとえば東

京都における義務教育の総額が、百五

十億に上つたとする。このうち七十

五億は国家による負担になるわけ

です。さうしますと、その場合に七十五

億は東京都に与えられる。ところが一

方におきまして今の平衡交付金の方で、

六十億の貸し分があるとなれば、六

億を交付すればそれで足りるわけであ

ります。ところが片一方において七十

五億は七十五億で与え、六十九億はそ

ば、東京都は二分の一の国庫負担金に
かかる義務教育を含めての理論的な
地方交付額よりも、六十九億をよけい
とつておることになる。こういうこと
は起り得ると思う。ですからそういう
ことを見越して、こうした今の算定に
おきますところの理論的な立場は、あ
くまでも貫かなければならない。必ず
これは四月一日から問題になる。そこ
で今度は鈴木政府委員に今の義務教育
の国庫負担問題を見通しての理論的な
一つの立場から、どうしても今ここに
あるようにゼロでとめなければなら
ぬ、こういう問題につきまして、その
見通し及び確固たる見解をお伺いた
したい。

○鈴木俊政府委員 ただいま御指摘
の問題でございますが、今まで地方財
政平衡交付金の中に入つておる、と言
つては語弊がございますが、一般財源
でまかなつております義務教育費であ
りますとか、あるいは児童保護費、置
費、この二つのものが来年度からは、
抜けてまして、御指摘のように国庫負担
制度になるわけです。今概略の計算を
いたしますと、この二つで大体五百億
くらいのもものが国庫負担として、いわ
ば決定的なひもつきでばまかれるこ
とになるわけです。そのうちの一定部
分のものが、今の東京とか大阪とい
う明らかに平衡交付金の不交付だった
ところにも参るわけでありまして、その結
果、御指摘のようにこれらの団体で
は、さような額のもの、全然平衡交
付金の計算としては行かないはずのも
のが、そこにもそれだけ行くというこ
とになるわけでありまして、その点は
確かに平衡交付金の計算の上から申し
ますと、余分と申しますか、さような

財源になるわけでありまして。しかしな
がら、さような形で、それらの地域に
おいても絶対的に余分なむだな財源が
行くのかと申しますと、必ずしもそう
いうわけでもないと思うのでありま
す。やはりそれらの地域においても、
必要とする財政需要はいろいろある
と思ひますし、平衡交付金におきまし
ては、普遍的な一般的財政需要を見
ておるわけでありまして、特殊な問
題につきましては、どうしてもさらに
その地域において特別に要する経費が
相当あると思ひます。しかしなが
ら、全体の地方団体といたしまして一
定の見方で必要な財政需要を見込んで
行くという見方から申すと、東京都と
大阪とかの大きな富裕な団体におき
ましては、その必要な財政需要をは
かに上まわる財政収入額があるのに、
さらに国庫の負担金として新しく行く
ということになれば、確かに不合理と
いへば不合理であります。そこで御指
摘のような東京都の特別区におきまし
ては、上まわつた分を吸い上げること
があるのをごいしますけれども、これ
は東京都の内部的な団体とも考えられ
ますし、特別区との間の一類特別な関
係からさようなことが出ておるわけ
であります。国と地方公共団体との間
におきまして、さような徹底した関係
を持つことが、地方自治という建前と
一体成り立つかどうか、そこにも若干
疑問があると思ひます。しかしなが
ら今地方財政で一番困難に達達
しているのは、窮乏している地方団体
に自主財政としての地方税を、ぜひひ
くさん与えたいけれども、与えれば与
えるほど大きな団体の財政とか財源と
かいもの、いよく裕福になると

いうことで、ちやうど御指摘の国庫負
担をそういうところにとやると、アンバ
ランスが生ずると同じように、自主財
源を与えても同じようなアンバランス
が生ずるわけでありまして。これをどう
いうように平衡化して行くか。地方財
政の基礎を平衡化ということだけで、
あくまでも追究して参りますれば、お
話のようないふこともならなければなら
ぬのでありますけれども、それと今の
自治との調整を、やはりどうしても考
て行かなければならぬので、これ
らの点は、先般の大臣の御指摘のござ
いましたような、地方制度調査会にお
いて、適切な結論を出していただ
きたいと考えているわけでありまして。

○鈴木俊政府委員 その通りでござ
います。
○門司委員 今大体平岡君から聞きま
したので、私は大体わかつておりま
す。結論に到達してはいないという話だ
から、これ以上追究の必要はないと思
ひますが、ただ二十七年の方では別と
いたしまして、地方財政平衡交付金法
の一部を改正する法律案では、ちやう
ど今平岡君の言つたと同じように、東
京都の問題と大阪の問題が解決するわ
けには参りません。六十何億も基準
財政収入額と必要額との間の黒字はあ
りまして、これを削るわけには行か
ないの、従つてこの都市だけはその
まま放任されて、その他の府県がこの
法案によると、多少ずつ少くなるとい
うことにもなるのであります。そうす
ると、地方的にも非常に大きな差額が
できて、いいところは手をつけられな
いので、そのままであるが、中くらい
なところが削られるという形が現実
に、今の法律から出て来る。この点につ
いては、今鈴木さんのお話のように、結
論が出ていないと言へば出ていないで
いいかもしれません、実際の運用上
から行くと、ここに大きな運用上の不
平の原因が生れる。同時にわれわれも
これに簡単に納得するわけに行かぬと
思うが、これについては、当局はどう
いうふうにお考えになつておられま
すか。これでいいというふうにお考え
になつてゐるのか。あるいはもう一つ
の方法は、東京あるいは大阪のような
収入額の多いところは、何とか減らし
たいというお考えがあるのか。その辺
から、開かしておいていただきたい。

○鈴木俊政府委員 基準財政需要額
を上まわる基準財政収入額、いわゆる
超過財源があらわれた場合に、それを
どういうふうにするか。要するにそれ
をどういうふうに分けようかというの
が、研究の当面的問題であります。但
しそれを散らすということとは、基準財
政収入というものは税金でございますか
ら、その団体から申しますればこれは
あくまでも自己の固有の財源と考えて
いるわけでありまして、それを取上げ
てよそにまわすということではござい
ますので、そこに非常に自治といいま
すか、さようなものとの関係で問題が
あらうと思ひます。そういう
ことを一切抜きにして、ただ平衡化と
いうことだけでございしますれば、今
のさような超過財源、基準財政需要額を
上まわる基準財政収入額を、国からた
とえば負担金が行くとか、補助金が行
くとかいうような場合に、それだけ差
引くというところが考えられるわけであ
りますけれども、さように機械的にい
たしましては、結局地方の予算とい
うものを基準財政需要の限度に査定を
してしまふということになるわけであ
ります。そこに非常に問題があるわけ
であります。従いまして、さようなた
だ形式的な機械的な行き方というもの
を、そのまま持つて来るといふこと
については、やはり相当これは考え
なければならぬと考えておるのでござ
います。さような意味で私どもとい
たしまして、さような意味で私どもとい
たしまして、これなら自治の要求も満
たし、かつ不当と申しますと若干語弊
があるかもしれませんが、他に比較し
て相当高い超過財源を散らすことがで
きるという両方の要求を満たすような

いうこと、ちやうど御指摘の国庫負
担をそういうところにとやると、アンバ
ランスが生ずると同じように、自主財
源を与えても同じようなアンバランス
が生ずるわけでありまして。これをどう
いうように平衡化して行くか。地方財
政の基礎を平衡化ということだけで、
あくまでも追究して参りますれば、お
話のようないふこともならなければなら
ぬのでありますけれども、それと今の
自治との調整を、やはりどうしても考
て行かなければならぬので、これ
らの点は、先般の大臣の御指摘のござ
いましたような、地方制度調査会にお
いて、適切な結論を出していただ
きたいと考えているわけでありまして。

○鈴木俊政府委員 少しと申します
か、きゆうくつな国家全体の財政で、
できるだけ効率的にこれを使つて行
うといはしますと、今の超過財源とい
うものは、何らかこれをいさ少し散
らす方法を考えなければいかぬのであ
ります。どうもただいまのところ、自
治庁内部あるいは大蔵省当局との間で
話し合いをいたしましたところでは、こ
れなら納得が行くという名案には、い
まだ到達しないのであります。しかし
ながら何とかこれはいたすべきもので
あらうというところで、研究はいたして
おりますが、まだ結論には到達してお
りません。

○平岡委員 結論には到達しておら
ぬ、さように承知しておいてよろし
うございしますか。
○鈴木俊政府委員 今大体平岡君から聞きま
したので、私は大体わかつておりま
す。結論に到達してはいないという話だ
から、これ以上追究の必要はないと思
ひますが、ただ二十七年の方では別と
いたしまして、地方財政平衡交付金法
の一部を改正する法律案では、ちやう
ど今平岡君の言つたと同じように、東
京都の問題と大阪の問題が解決するわ
けには参りません。六十何億も基準
財政収入額と必要額との間の黒字はあ
りまして、これを削るわけには行か
ないの、従つてこの都市だけはその
まま放任されて、その他の府県がこの
法案によると、多少ずつ少くなるとい
うことにもなるのであります。そうす
ると、地方的にも非常に大きな差額が
できて、いいところは手をつけられな
いので、そのままであるが、中くらい
なところが削られるという形が現実
に、今の法律から出て来る。この点につ
いては、今鈴木さんのお話のように、結
論が出ていないと言へば出ていないで
いいかもしれません、実際の運用上
から行くと、ここに大きな運用上の不
平の原因が生れる。同時にわれわれも
これに簡単に納得するわけに行かぬと
思うが、これについては、当局はどう
いうふうにお考えになつておられま
すか。これでいいというふうにお考え
になつてゐるのか。あるいはもう一つ
の方法は、東京あるいは大阪のような
収入額の多いところは、何とか減らし
たいというお考えがあるのか。その辺
から、開かしておいていただきたい。

方式を研究しなければならぬと思つておるわけであります。

○門司委員 私には今の鈴木さんの答弁から聞きますと、これは大体提案の理由の説明とまったく逆なんです、ちつともわからぬのですが、地方財政を平衡するために、こういう比較的財源の多い都市が犠牲を払うということでは、どうして貧弱な道府県あるいは市町村にこれを分配するというのが平衡交付金の建前だ、いわゆる地方財政をできるだけ平衡化して行くということとがよいのだというので、こういう法案を提案したということが大臣の説明の中にちやんとある。ところが今の答弁では東京都のように六十九億も黒字があると思はれるものについては、自治庁は減らすわけにはいかない、神奈川県のように二千万六百万円かそこらしかないところは二千五百万円多いからこれだけ削ろうということになつて、説明と全然食い違つた結果が、今の御答弁では出て来ると私は思うのですが、これはもう少し当局に考へてもらいたい。ところがさらに進んで行つて、今度は今のお話のように、それなら国庫の負担金であるとか、補助金というものは減らすということになると、これはまったく悪政であります。もし政府がそんな考え方をたすなら、われわれはこの問題をほんとうに真剣に討議しなければならぬ。もし政府がそういうことで地方財政というものを、政府の意のままに押さへつけてしまつて、そうしてこれでお前たちはやれ、これでいいんだというものを考へ方がこの中に私はあると考へなければならぬ。われわれから言いますならば、何もこんな法律案を出さなく

ても、平衡交付金さえ地方の要求通りふやしてくれて、今きまつておる平衡交付金法通りにちやんと出してさえもらえれば、何もこういう問題は起らぬと私は思う。その義務を当然政府が果たすべきである。果さぬでおいて、そうして地方の頭を何とかなでいて、はなはだ承服したいのでありますが、大臣の説明と今の鈴木さんの答弁は、かなり食い違いがあると思はれる。この点に對して大臣はどう考へになつておりますか。

○本多國務大臣 御指摘になりました点は一々一つの欠陥であると思ひますが、この欠陥を是正する方法を講ずれば、また他に大きな弊害が生ずるといふような点もありまして、いかなる方法によるかという点について、実は結論に行つておらないようでございます。ぜひ造詣の深い門司さんの御見解を承つて、地方制度調査会等、妥當な方法を出していただきたいと思います。

○中井委員 今度の〇・二五の特別給与に關しましては、大蔵大臣その他の政府当局が御出席になつて、御答弁になる機会があるのをごさいますし、うかが、それがあつたならばいいなすのです。

○青柳委員長 お答えいたします。明日日になつて参議院の質問が済むんではないか、こう思ふのであります。そういう時期を見はからつて、大蔵大臣に御出席を願ひたい。それと同時に文部大臣にも御出席を願ひたい。明後日午後一時からこの會議を開きまして、それらの方々をお呼びしよう、こう思つております。

○中井委員 それではこの際大臣にちよつとお願ひをいたしておきたいと思ひます。これは、実はこのたび〇・二五の特別給与を年末にあつたて出されるという点になりまして、これは、非常に時宜を得たけつこうな措置であつたと私も思ふのでありますが、ただいま横路委員と大臣との質問應答を承りまして、ちよつと心配に思ふことが起りました。それは地方公務員に對する關係、特に教職員等に對する特別の給与という点につきまして、超過勤務手当として出すことが筋が通るのかどうか、こういう質問應答がございまして、各問答答であまり筋が立ち過ぎて、もしこれを一貫するならば、かえつて實際上出しにくいことが起るのではないかと心配をいたしましたのであります。つきましては、いづれにしましてもこの〇・二五の特別給与といふものは、本来からいふならば、その給与される名目と實質上の内容との間に、多少の矛盾もあり得ると思ふのであります。しかし出される以上はまつたく議會と政府の給与の少い人々に對する親切と誠意の現われにはかならずと存じます。つきましては、ただいま委員長のお話にもありました通り、最近大蔵大臣なり文部大臣がここに出て、その点に對しての御答弁があるものであります。もし大臣の御答弁との間に食い違い等が起つて、とんでもない結果になりますと、まことに困つたことになりまして、どうかいづれにしましても、この年末にあつたてをせひそれらの人に國家公務員と同様な待遇をせられますよう、前もつて次長と大蔵、文部これらの關係當局との間に打合せを願ひたい。あまり筋が通り過

ぎて、その結果困るというようなことにならないようにお願ひをいたしておきたいのであります。

○本多國務大臣 御親切な御注意をいただきまして、まことにありがたいただきます。私にいたしましては國家公務員に財源を許し、〇・二五年末手当が増額になるということでありましたならば、これはもちろん反對はいたさないものでありますけれども、國家公務員については、超過勤務手当という名目で、實質的には年末手当ということを出されるということでありまして、これはごまかしになるのであります。それから、そういうことでなしに、ぜひ年末手当は手当として出すべきであるといふことを考へておるのであります。そうなりませんと、地方公務員に對する財政措置が困難になつて来ますので、私はそういう意味において努力いたしておるわけでありまして、しかし御親切な御注意は十分考へて善処したいと思います。

○横路委員 鈴木次長にお尋ねいたします。今の中井さんの質問に關連してですが、〇・二五の点、これは〇・二五になるものや何やらさつぱりわからないわけでありまして、ただ私お聞きいたしたい点は、今の超過勤務手当のいわゆる第四、四半期分の繰上支給といわれおりましたが、實際十二月に超過勤務をやつた者に對し、一月に支給するのを十二月に支払う、そういう意味でございしうか。今になつて聞くのはおかしいですが、その点を……。

○鈴木(俊)政府委員 今お話の通りでございまして、いづれ人事院の方で人事院規則を改正をしまして、超過勤務

手当の十二月の下期の分を一月支払うといふものを、十二月末に支払うことができるような措置をとつてくださることを期待しておるわけでありまして、それによつて十二月の実績に應じた超過勤務の支払いをしよう、こういう話になつております。

○横路委員 今の点で私もつきりしました。が、まさか四月一日から十一月三十日まで超過勤務をやつた、しかし實際には一般公務員についても金が多くて超過勤務をやつた中の二割とか三割しか払つてないと思ふのです。私も今のお話でわかりましたが、十二月分を一月に支払うのを、今十二月末に特別措置でやる。しかしそのときに實際は四月から十一月までに、もう超過勤務をうんとやつておつたが、金をよけいやつてなかつたので、今度この前の分もあわせて操作して〇・二二になるか、〇・二五になるか、そういう支払いをするといふものでないという点だけは、私はこれをつきりしておきたいと思ふのです。これはあとで大臣から答弁されている年末手当の性格を帯びるかどうかということに、非常に重大な影響がございまして、その点さきの次長の答弁の通り私も解釈してゐるのですが、方が一にもそういうこととはないでしうね。

○鈴木(俊)政府委員 これは十二月の下期の分を繰上げて支給する、こういうことはつきりしてゐるのでございしますが、今のような点、なるほど實際の超過勤務とそれに対する手当といふものは、ずれが確かにあるだらうと思ひます。そういうものをやるといふような話は私聞いておりません。そういうものをやましく言つと、いろ／＼

問題がございましょうけれども、現実
に超過勤務をいたした者で——これは
予算の範囲内でやることになっており
ますから、その予算の範囲内で超過勤
務をいたした者に対して、超過勤務手
当を支給するという原則と、今の支給
期の繰上げ、こういう二つのことだけ
がはつきりしているわけでございまし
て、その他の点、特別の措置があるよ
うなことはないと思います。

○横路委員 そうすると十二月分を一
月に支給するのを十二月末に支給す
る、それで人事院規則を改正する、こ
ういうわけでございますね。

○鈴木(俊)政府委員 そうでありま
す。

○青柳委員長 他に御質問はありませ
んか。——なければ次に移ります。

○青柳委員長 それでは小委員会の設
置についてお諮りいたします。すなわ
ち本委員会に付託されております請願
はただいままでのところ七十一件であ
りますが、今後付託されますものも含
めてこれらの各請願を審査するため、
小委員会を設置いたしたいと思いま
す。これに御異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○青柳委員長 御異議なしと認め、さ
よう決定いたしました。つきましては
その小委員及び小委員長を選任いたし
たいと思いますが、これは委員長より
指名するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○青柳委員長 御異議なしと認め、小
委員には

- 鈴木 直人君 雪沢千代治君
阿部 千一君 加藤 精三君
河原田稼吉君 中井 一夫君
- 床次 徳二君 石坂 繁君
門司 亮君 平岡忠次郎君
横路 節雄君 西村 力弥君
川村 總義君
- を、小委員長には安部千一君を、指名
いたします。
- 本日はこれにて散会いたします。明
後二十二日午後一時より会議を開きま
す。
- 午後三時四十三分散会